

<オムツ・パッド類>

オムツ・パッドの使用 有 無

使用製品について

製品名・メーカー	タイプ	吸収能力	交換方法	使用における問題点

<尿観察情報等>

尿の性状 色： 白色透明・淡黄・濃黄・血尿・茶褐色・その他( )

尿混濁 有 無

浮遊物 有 無

尿一般検査 PH( ) 蛋白( ) 糖( ) 潜血( ) 尿比重( )

尿比重

<排尿記録>

実施 有 (結果添付)

無(理由 )

⇒今後の方針

<残尿量>

実施 計測 有⇒方法 導尿・エコー(機種 実施者 )

残尿量 ① 月 日:残尿 ml (排尿量 ml)

② 月 日:残尿 ml (排尿量 ml)

③ 月 日:残尿 ml (排尿量 ml)

計測 無(理由 )

⇒今後の方針

<排尿チェック票>

実施 有 (結果添付) 排尿障害のタイプ( )( )( )

無 (理由 )

⇒今後の方針

<その他特記事項>

--

<総合評価・アセスメント>

改善すべき問題点 (問題点ごとに1シート)

問題点 No.	(問題点の内容)
問題とした理由	
介入計画	
実施予定者 (および業務分担)	

必要な社会資源	
再評価予定時期	

再アセスメント時(問題点につき1シート)

問題点 No.	(問題点の内容) 目標達成度:達成した・計画実行中( 割まで達成)・実行できず
介入の結果 1. 進捗状況 2. 改善点	
未実施な計画内容と その理由	
修正した介入計画	

実施予定者 (および業務分担)	
必要な社会資源	
再評価予定時期	

付録 2

排尿日誌

1枚で1日分を記録して下さい

日付： \_\_\_\_\_

起床時間：       時       分

名前： \_\_\_\_\_

就寝時間：       時       分

	朝起きてから寝るまで			夜寝てから朝起きるまで		
	排尿時刻 (尿意など)	排尿量 (ml)	失禁有無 失禁量(ml)など	排尿時刻 (尿意など)	排尿量 (ml)	失禁有無 失禁量(ml)など
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

昼間：尿量

排尿回数

失禁回数

失禁量

夜間：尿量

排尿回数

失禁回数

失禁量

排尿状態を観察して、すべての項目に○か×をつけて下さい。○をつけた項目の右側の点数に○をつけ、合計得点をつけた後、その下の数を引き算して下さい。0より大きい値の場合が診断「あり」となります。どうしても不明の項目には△をつけ、所定の配点に0.2をかけて合計点を求めて下さい。

No	項 目	○/×	尿失禁のタイプ				尿排出 障 害
			腹圧性	切迫性	溢流性	機能性	
1	尿意を訴えない（尿意がわからない）			-1.3	0.8		
2	咳・くしゃみ・笑うなど腹圧時に尿がもれる		2.2				
3	尿がだらだらと常にもれている				4.0		2.8
4	パンツをおろすあるいはトイレに行くまでに我慢できずに尿がもれる			2.8			
5	排尿の回数が多い（起床から就寝まで：8回以上または夜間：3回以上）			1.0			
6	いつもおなかに力を入れて排尿している				1.2		
7	排尿の途中で尿線が途切れる						1.8
8	トイレ以外の場所で排尿をする					1.1	
9	排泄用具またはトイレの使い方がわからない				2.7		
10	トイレまで歩くことができない				1.0	1.2	0.9
11	準備に時間がかかったり尿器をうまく使えない					2.2	
12	尿失禁に関心がない、あるいは気づいていない					1.9	
13	経膈的分娩の既往がある		1.3				
1～13の合計点							
引 き 算 分			-1.8	-2.1	-3.3	-1.6	-1.4
最 終 点							

厚生労働科学研究費補助金（長寿科学総合研究事業）  
分担研究報告書

高齢者における適切な排泄リハビリテーションの実践に必要な  
排泄環境に関する必要要件の構築

分担研究者 中井 滋 名古屋大学医学部附属病院在宅管理医療部 助手

研究要旨

トイレ・排泄環境に関して 24 施設の老人施設訪問調査を行い、トイレあるいは排泄環境に関する詳細な標準的基準のないこと、実際の高齢者介護・看護の現場でもトイレ環境が不十分な事例が少なからず見られることが判明した。建築基準法・建築基準法施行令・厚生労働省福祉施設設置基準・愛知県における人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則などの法的根拠、および排泄環境における環境および衛生面の調査を参考とし、さらに ADL 低下・排泄障害を有する高齢者の特性を考慮した上で、ハード面に関するトイレの環境整備のための必要要件の抽出を、トイレの環境整備手法、物理的数量、排泄環境、関連情報収集に関して行った。

研究協力者

土屋雅彦 一級建築士  
金田哲夫 株式会社環境公害センター  
則松良明 東陶機器株式会社

A. 研究目的

高齢者においては、排尿・排便に関わる排泄障害が高頻度にみられるが、排泄障害は高齢者本人のみならず、介護者の生活の質も阻害する。病院、老人施設、在宅における高齢者の排泄管理は必ずしも十分とは言えず [1]、さらに不適切な排泄管理は寝たきり状態や認知症の助長、治療機会の喪失につながる。本長寿科学総合研究事業では、適切な排泄リハビリ

テーションを広く実践するために、その概念、内容、具体的な方法論を確立し、さらに老人施設・病院・在宅など介護・看護の現場での、排泄に関わる状況を定量的・定性的に評価するための評価基準を示し、現状の把握と目標設定を明らかにすることを目的としている。本研究事業の分担研究者吉川は、適切な排泄リハビリテーションを広く実践し、具体的な成果を得るために必要な施設評価基準作成の基盤となるソフト的要件の抽出を行い、本年度報告書に別に報告している。他方、排泄管理においては、ソフト的要件のみならず、トイレに関するハード的要件あるいは排泄に関する環境的要件も

重要な要因となる。本分担研究では、名古屋市内 24 の老人施設についてのトイレ・排泄環境に関する訪問調査、法的根拠としての建築基準法・建築基準法施行令・厚生労働省福祉施設設置基準・愛知県における人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則、また研究協力者によって行われた排泄環境・衛生面における調査にもとづいて、高齢者における適切な排泄リハビリテーションの実践に必要な排泄環境に関する必要要件の構築を試みた。

## B. 研究方法

1. 平成 17 年 8 月より 9 月に、名古屋市内の老人施設 24 施設（老人保健施設 23 施設、特別養護老人ホーム 1 施設）について、トイレ環境について訪問調査を行った。施設建築年、定員、居室の種類、職員数、入所者の介護度、トイレの場所、トイレの手すり、トイレ型、ブザーの有無、トイレの車椅子対応、トイレのドア、トイレにおけるシャワー設備などについて調査を行った。

2. 研究協力者の一級建築士・土屋は法的根拠として建築基準法・建築基準法施行令・厚生労働省福祉施設設置基準・愛知県における人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則（付録 1）、研究協力者の金田、則松は排泄環境における環境および衛生面の調査結果報告（付録 2）を提出した。

以上の資料にもとづいて、施設評価基準作成の基盤となるハード的要件を中心として、排泄環境に関する必要要件の抽出を行った。

## C. 研究結果

### 1. トイレ・排泄環境に関する訪問調査

トイレ・排泄環境に関する老人施設訪問調査の主な結果を表 1 に示す。（1）建築後 5 年以内の施設では、トイレは各部屋内あるいは部屋の傍に配置されていることが多いが、平成当初に建築された施設では、トイレは廊下の端あるいは真中に設置されている、（2）車椅子で入れないトイレがあり、また車椅子で入ることができても十分な広さがないトイレがある、（3）トイレはいずれも洋式で、ブザー・手すりはついているが、必ずしも機能的な位置に設置されていないものもある、（4）トイレ便器の高さが変えられるトイレはみられない、（5）トイレ入り口は引き戸が多いが、大多数の施設で引き戸の開閉が重くて開けにくいことが多い、（6）トイレの戸がはずされ、トイレの中が丸見えであったり、食堂の隣にトイレがあるなど、尊厳に関わる配慮不足の排泄環境がみられることがある、（7）トイレ内、あるいはトイレの横で汚染を洗えるシャワー設備のある環境はまれである、などの所見がみられた。

### 2. 排泄環境に関する必要要件の抽出

建築基準法・建築基準法施行令・厚生労働省福祉施設設置基準・愛知県における人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則（付録 1）、排泄環境における環境および衛生面の調査（付録 2）を参考とし、さらに排泄障害を有する高齢者の特性を考慮した上で、ハード面に関するトイレの環境整備のための必要要件の抽出を (I) トイレの環境整備手法、(II) 物理的数量、(III) 排泄環境、(IV) 関連情報

表1 トイレ訪問調査

施設の種類	施設の建設年	定員	個室	2人部屋	4人部屋	臭い	建物のつくり	職員数(看護)	職員数(介護)	介護度(平均)	トイレの場所	手すり	トイレのかたち	プザー	車椅子対応	トイレのドア	トイレのシヤ
老人保健施設	H15.5	100	12	2	21		両廊下型	10	37	3.2	各部屋に1	あり	洋式	あり	対応	引き戸	なし
老人保健施設	H7	72	0	8	14		両廊下型		37	3		あり	洋式	あり	全て対応		
老人保健施設	H9	100	12	2	21		両廊下型	10	37	3.1か各部屋の中、2から3.3階は集合	各部屋	あり	洋式	あり	全て対応	引き戸とカーテン	一部あり
老人保健施設	H3	150	0	15	27		回廊型	19	40	1.2か2各部屋0%	各部屋	あり	洋式	あり	全て対応	外開きドア	すいている
老人保健施設	H15.6	100	8	なし	23		片廊下型	12	29	3.1から2部屋間に必ず1つあり	各部屋	あり	洋式	あり	全て対応	引き戸	なし
老人保健施設	H11.5	100	2	7	21		片廊下型	12	26	4と5が各部屋にあり	各部屋	あり	洋式	あり	全て対応	引き戸、カーテン	なし
老人保健施設	H14.2	100	8	5	21		片廊下型	13	33	4と5が各部屋にあり	各部屋	あり	洋式	あり	全て対応	引き戸、カーテン	なし
老人保健施設	H14.5	100	6	3	22	少しあり、消毒のにおい?	片廊下型	14	38	3.5廊下の端に2ヶ所、2つ	廊下	あり	洋式	あり	全て対応	引き戸、カーテン	各階1ヶ所ついている
老人保健施設	H12	100	16	0	21	アロマの森林浴にしている	回廊型	13	60	3.4各部屋のたもと	各部屋	あり	洋式	あり	全て対応	引き戸、カーテン	なし
老人保健施設	H2	60	6	7	11		両廊下型	6	19	軽い	IF4コ2.3Fは6コ	あり	洋式	あり	16中10	カーテン	各階1
老人保健施設	H2	36	0	0	9		片廊下型	4	10		各階1ヶ所	あり	洋式	あり	なし	カーテン	なし
老人保健施設	H9	100	6	3	22		両廊下型コの字	10	30	2割がねこの字のまん中に2ヶ所に2ヶ所はコ	各部屋	あり	洋式	あり	各場所4のうち2	外開き	なし
老人保健施設	H11	95	13	5	18	まったくなし	回廊型	10	22	3から4	まん中にある	あり	洋式	あり	全て対応	引き戸	なし
老人保健施設	H10	100	4	2	23		回廊型	11	30	3	まん中あたり	あり	洋式	あり	全て対応	カーテン	ついている
老人保健施設	H4	76	0	0	19	あり	片廊下型	12	27	3.1	端に1箇所	あり	洋式	あり	全て対応	引き戸カーテン	なし
老人保健施設	H3	80	2	5	17	有り強い	回廊型	8	23	3.2	廊下の突き当たり	あり	洋式	あり	全て対応	アコーディオンカーテン	
老人保健施設	H9.5	141	7	6	30	少しあり	両廊下型	15	45	3.2	端と端にある	あり	洋式	あり	全て対応	引き戸、階で色を替える	なし
特別養護老人ホーム	H9.4	80	16	2	20		両廊下型	7	30		各部屋にある	あり	洋式	あり	全て対応	まん中が折れるタイプの軽量ドアなし	
老人保健施設	H11	130	35	0	23	まったくなし	回廊型	18	51	3	74箇所2部屋の間	あり	洋式	あり	全て対応	引き戸、カーテン	あり
老人保健施設	H.3	100	6	9	19	階により少しあり	片廊下型	13	32	3.1	両端に2ヶ所	あり	洋式	あり	全て対応	カーテン	1箇所
老人保健施設		100	32	2	16	全くない	回廊型	16	26	3.2	各部屋の出口にある	あり	洋式	あり	全て対応	引き戸	各階に1箇所
老人保健施設	H14.11	100	6	6	19		片廊下型	15	25	4や5が個室には完備、多い	各部屋	あり	洋式	あり	全て対応	引き戸のみ軽めなドア	なし
老人保健施設	H9.5	75	3	0	4	あまりない	一部両廊下片廊下型	8	20	4や5が多い	各部屋	あり	洋式	あり	総べて対応	引き戸	なし

収集に関して行った。

## I. トイレの環境整備手法

基本方針として、高齢者住環境整備の考え方として、下記のおける手法や数値目標を満たすものとする。

### 配置

#### □ 寝室との距離は短くしたい

高齢化において、頻尿等でトイレの使用頻度が高くなるため、トイレと寝室との距離を短くして、本人の移動や移動介助を容易にしたい。トイレと居室を隣接させたり、寝室から扉一枚でトイレに行けるような平面配置を考える。

### スペース

#### □ 排泄動作自立の場合（一般トイレ）

間口 800 mm\_奥行き 1250 mmの広さでよい（有効寸法）

- ・ ADL（日常生活動作）の低下を考慮する

奥行き 1400 mm\_立ち座り動作がゆったりできる

間口 1400 mm\_介助が必要な場合でも対応できる

- ・ 洗面カウンターの配置

トイレ内での伝い歩きの手がかりとして利用できる

#### □ 排泄動作の介助が必要な場合

便器側方および前方に 500 mm以上の介助スペースを確保する。

有効内法寸法で、1400 mm必要になる。

- ・ 介助が必要な場合

奥行き 1700 mmあれば、前方介助が可能

#### □ 自走用車椅子と開口部の関係

奥行きが 1700 mm、出入り口の有効開口幅員が 800 mmあれば、前方アプローチによる自走用車椅子使用ができる。

#### □ 介助用車椅子と開口部の関係

奥行きが 1700 mm、出入り口の有効開口幅員が 750 mmあれば、介助用車椅子が通行できる。

#### □ 便器の位置

トイレ内の有効間口を広く取れる場合の便器の位置は、介助スペースを便器の左右のどちらにとるかを議論してから決定する。

- ・ 間口中央に配置しない

介助スペースと手すりの位置に注意し、左右どちらかに便器を配置する。

- ・ 片麻痺の場合

介助者が患側に立って介助することを考慮し、便器の側面に介助スペースを確保する。

#### □ ワンルーム化

トイレと洗面をワンルーム化し（トイレと洗面が隣接する場合）、介助スペースを確保することができるが、同居のものプライバシーにも配慮する必要がある。

### 手すりと建具

#### □ 手すりの種類

立ち座り用の縦手すり、座位保持用の横手すり、双方を合わせた L 型手すり、車椅子使用者に適した可動式手すりなど、利用者に応じた手すりを選択する。

#### □ 手すりの直径

握りやすい 28～32 mmの手すりを選ぶ。（但し、握力低下やリウマチなどの疾患には注意が必要）

縦手すり

立ち座り用縦手すりは、便器先端から 150～300 mm 程度前方の側面に配置する。身体機能の低下により、便器から遠く、低い位置が使い易くなる。

横手すり

座位保持用の横手すりは、便器中心線から 350 mm 振り分けた位置に左右対称に設置する。車椅子のアームレストと同じ高さになるように、便座面から 220～250 mm 程度上方に取り付けることを基本にする。

可動式手すり

横手すりを便器側面に固定すると、車椅子などから便器への移乗や介助の際に邪魔になるので、片方は可動式にする。

材質

感触の良い樹脂皮膜製や木製にする。

引き戸

出入り口の段差は解消し、建具は引き戸とする。(開き戸の場合外開きにする。)

洋式便器 (一般)

座面高さは、370～390 mm となっている(既製品)。立ち座り動作は座面高さが若干高いほうが使い易い。関節リウマチなどで、膝の屈伸が困難な場合も同様にする。

洋式便器 (車椅子使用)

車椅子のフットレストが便器に十分接近できるように便器下方のくびれが大きいものを選ぶ。座面は車椅子座面と同じ 450 mm 程度の高さが移乗し易い。

便器の内側の色

便の色が確認し易いように白色とする。

温水洗浄便座

後始末を簡略化できるので高齢者には適しているが、下半身に麻痺があると状況の確認が難しい。

・操作が困難：高齢者は十分に機能を使いこなせないこともあるので、リモコン操作を含め事前に確認してから導入を判断する。

消音型便器

寝室に隣接すると、排水音や臭気が気になることもあるので、消音型便器や換気・消臭機能の付いた便器にしたり、換気扇を設置する。

## 暖房機器

暖房機器の設置

室の暖房と暖房便座の併用を検討する。パネルヒーターのような輻射暖房を足元付近に、壁に埋め込んで設置する。

## II. 物理的数量に関して

在宅介護現場においては、生活の延長と言うこともあって、1 住戸あたり 1 箇所が基準になる。但し、前述の整備手法に基づき、利用者にとって有効な評価をする。評価できない場合、再検討する。

施設介護現場においては、そのフロアの利用者数や、利用状況を十分把握し、その利用範囲内において下記の項目を考慮し、トイレの数量を検討する。

### ① 前提条件

- ・ 利用形態：長期滞在・宿泊 (24 時間対応) 短期利用 (デイサービスなど昼間のみ)
- ・ 利用者形態：医療急性期・回復期・安定期・認知症
- ・ 利用者数：フロアあたりの利用者数の把握 (定員) 但し、到達可能距

離も検討する。

- ・ 排尿回数：利用者個別排尿回数の把握・オムツ併用も考慮
- ・ 排尿時間：高齢化すると排尿時間や、着衣の着脱時間も把握する。また、移動時間も考慮
- ・ 同時使用：全項目を考慮し、同時に利用する人数の把握（起床・整容後・食前・食後・就寝前など）

## ② トイレの数量の検討

- ・ 上記の前提条件を踏まえて、トイレの同時使用時間帯を予測し、その使用方法（介助・自立・オムツ）を想定しながら、適正な数量を検討する。

## Ⅲ. 排泄環境に関して（第三者評価基準参照）

高齢者排泄環境を検討する際に、その設備的なものを有効に評価する為には、必ず、その利用方法や介助方針が明確である必要がある。その上で、設備的な評価を求めたい。

以下、チェック項目

（１）必要な利用者に対する排泄の支援が適切に行われている。

①排泄について、支援が必要な利用者の個別支援計画に基づき個別・具体的な実施方法が明示されている。

排泄について支援が必要な利用者一人ひとりに対して、実施するサービスの個別、具体的な方法が明示されている。

ア 排泄介助のマニュアル（安全・プライバシー、便意、尿意、失禁への対応を含む）が用意されており、各職員が理解している。

イ 排泄用具（おむつ、移動式便器、集尿器、採尿器、ストマ用具等）の使用法

について、衛生や防臭を考慮したマニュアルが用意されており、各職員が理解している。

ウ 排泄介助に際して、利用者の健康状況や注意事項については、個別チェックリスト等を活用しており、各職員が理解している。

エ 排泄介助の結果は所定の様式により記録されており、各職員が理解している。

（２）排泄時の安全性やプライバシーを確保するための取り組みを行っている。

①排泄時のプライバシーへの配慮がなされている。

排泄時におけるプライバシーの確保について、施設が定めるサービスの標準的な手法に具体的に明示されているとともに、その取り組みが行われている。

ア 排泄時には手際よく支援できるよう個別支援計画に明示されている。

②排泄時の安全や快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。

排泄時の事故を防止するために設備上の工夫を行っているとともに、利用者一人ひとりに着目して必要となる器具や設備上の配慮をしている。

ア 臭気、温度への配慮や、ウォッシュレット、ウォームレット等の設置や、ポータブルトイレの固定、滑り止めなどを設置している。

イ トイレの清掃は毎日行われ、汚れた場合は直ちに対応している。

ウ 移動の障害になるような場所に、ものがおかれていない。

エ 身体状況に応じた設備や補助具の配備を含めて、トイレの環境の点検、改善

のための検討を定期的に行っている。

オ 換気や適切な薬品使用等，防臭対策がなされている。

カ 十分な感染症対策がされている。

オ 採光・照明等は適切である。

カ 冷暖房設備がある。

キ 自立可能な利用者の為の手すり等の設備がある。

ク パウチを洗浄することができる水洗器具等がある。

ケ トイレまでの移動の為の配慮があるか。（案内表示・常夜灯の整備）

コ 各種リモコンやスイッチの位置が利用者にとって配慮されている。

サ 非常時の連絡方法がある。（緊急通報装置）

#### IV. 関連情報収集

##### 参考情報等の確認

##### (1) トイレの数（健常者の場合）

オフィスのトイレはただ用を足すだけでなく、入社して仕事前の身だしなみを整えたり、昼食後に歯を磨くなど、気持ちよく働くためにも活用されている。男性は女性用のトイレに、また女性は男性用のトイレに入る機会はほとんどないと思うが、あの個室の数をどのように決めているか？

オフィスビルの場合、人が働くスペースにいる人数によって、便器の数を決めている。たとえば、百人の人が働くオフィスがあり、男女の比率はおよそ 6 対 4 で男性が 60 人に女性が 40 人いるとする。トイレの数は、男性用の小便器は 15 人に 1 個・大便器は 30 人に 1 個、そして女性用は大小兼用で 15 人に一個として割り出している。このオフィスでは、男子トイ

レは一カ所で小便器が 4 個に大便器が 2 個、女子トイレには 3 個の大便器が必要になる。

もちろんトイレの数は、ホテルや劇場などビルの目的によっても基準が異なる。社員の男女比があらかじめある程度わかっている自社ビルの場合は、トイレの数に問題が生じることはあまりない。しかし、いろいろな会社やお店などが入り、事前に男女比の把握がむずかしいテナントビルの場合は、いままでの経験値をもとにできるだけ渋滞しないように工夫をして数を決めていく。

このように、一般健常な成人の場合でも、トイレの箇所数の把握は、かなり、難しいものである。つまり、不特定多数の高齢者を対象にした場合、ますます、その個別の身体状況や意思決定等の十分な検討が必要になる。

(2) トイレ快適性チェック（トイレの快適性も検討したい）

Q1:日当たりは？

たいへん良い 年中日当たりが悪い 季節によって悪い

Q2:風通しは？

たいへん良い まあまあ 悪い

Q3:冬の居住性は？

暖かくて快適 少し寒い とても寒い

Q4:夏の居住性は？

涼しい 少し暑い とても暑い クーラーなしでも過ごせる

Q5:結露は？

ほとんど結露する場所がない 押入れや窓が結露する

Q6:プライバシーは？

比較的守られている あまり守られていない

Q7:窓からの眺めは？

眺めがよく、景色も気に入っている 眺めのいい窓がない 眺めはいいが景色が悪い

Q8:防音性は？

比較的静か 防音対策をしているがうるさい 防音対策をしておらず、うるさい

Q9:数は？

十分な数がある トイレ戦争になるときがある

Q10:環境は？

明るく清潔 あまり清潔ではない 落ちつける においがこもる 設備に不満がある

Q11:照明は？

灯りを楽しんでいる 暗い まぶしい

Q12:冷暖房設備は？

完備している 効きが悪い 足りない

#### D. 考察

高齢者において、適切な排泄管理を行い、高齢者のQOLを向上するためには、排泄障害の適切なアセスメント、適切な対処、排泄管理に関する知識・技術などに関する介護者への教育・啓蒙などのソフト的要因以外に、実際の排泄場所であるトイレについてのハード的要因や排泄環境も重要な要件となる。

限られた範囲ではあるが、今回の老人施設におけるトイレ環境の訪問調査においては、トイレあるいは排泄環境に関する詳細な標準的基準はみられず、実際の高齢者介護・看護の現場でもトイレ環境が不十分な事例が少なからず見られた。

また、排泄障害を抱える高齢者の多くが急性疾患治療のために入院している急性期病院においては、調査を待たずして、高齢者に配慮したトイレ環境の整備は行われていない現状である。

今回、排泄環境に関する調査、法的根拠に基づき、さらにADL低下や排泄障害を有する高齢者の特性を考慮した上で、適切な排泄リハビリテーションを実践するために必要と思われる排泄環境に関するハード的要因を抽出し、さらに評価のためのチェック項目も試作した。次年度に作成する、施設評価基準項目の基盤としたい。

#### E. 結論

排泄環境に関する調査、法的根拠に基づき、さらにADL低下や排泄障害を有する高齢者の特性を考慮した上で、適切な排泄リハビリテーションを実践するために必要と思われる排泄環境に関するハード的要因を抽出し、さらに評価のためのチェック項目も試作した。

#### F. 健康危険情報

特になし

#### G. 研究発表

なし

#### H. 参考文献

- [1] 後藤百万、吉川羊子、大島伸一、他：老人施設における高齢者排尿管理に関する実態と今後の戦略：アンケートおよび訪問聴き取り調査、日本神経因性膀胱学会誌、12:207-222、2001

## 付録 1 法律的根拠

### 建築基準法

(便所)

第 31 条 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 8 号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所（污水管が下水道法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。）以外の便所としてはならない。2 便所から排出する汚物を下水道法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、尿尿浄化槽（その構造が汚物処理性能（当該汚物を衛生上支障がないように処理するために任用浄化槽に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

### 建築基準法施行令

#### 第 4 節 便 所（便所の採光及び換気）

第 28 条 便所には、採光及び換気のため直接外気に接する窓を設けなければならない。ただし、水洗便所で、これに代わる設備をした場合においては、この限りでない。（くみ取便所の構造）第 29 条 くみ取便所の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

1. 尿尿に接する部分から漏水しないものであること。
2. 尿尿の臭気（便器その他構造上やむを得ないものから漏れるものを除く。）が、建築物の他の部分（便所の床下を除く。）又は屋外に漏れないものであること。
3. 便槽に、雨水、土砂等が流入しないものであること。

(特設建築物及び特定区域の便所の構造)

第 30 条 都市計画区域又は準都市計画区域内における学校、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、ホテル、旅館、寄宿舎、停車場その他地方公共団体が条例で指定する用途に供する建築物の便所及び公衆便所の構造は、前条各号に掲げる基準及び次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

1. 便器及び小便器から便槽までの污水管が、汚水を浸透させないものであること。
2. 水洗便所以外の大便所にあつては、窓その他換気のための開口部からはえが入らないものであること。

### 厚生省福祉施設設置基準

(3) 設備基準（詳細は厚生省令第 37 号を参照）

○ベッド数

- ・ 20 床以上設置し、専用の居室を設けること。
- ・ 併設施設で行う場合の特例：20 床未満でも可。
- ・ 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 による耐火建築物又は準耐火建築物。
- ・ 次の設備を設けること。

居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面施設、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、その他必要な設備。

ただし、隣接の社会福祉施設等を利用することにより効率的運営が可能であり、利用者の処遇に支障がない場合には、居室、便所、洗面施設、静養室、介護職員室、看護職員室を除き兼用可。

- ・併設施設で行う場合の特例 : 処遇に支障を来さない範囲で、居室を除き設備の兼用可。
- ・空床で行う場合の特例 : 設備の兼用可。

1) 居室 (特別養護老人ホームの基準と同様)

- ・居室定員 4人以下。
- ・居室床面積 利用者1人当たり10.65平方メートル以上。
- ・日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

2) 食堂及び機能訓練室

- ・食堂と機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積が利用者1人当たり3平方メートル以上であること。
- ・食堂と機能訓練室は兼用可。

3) 浴室 要介護者に適したもの。

4) 便所 要介護者に適したもの。

5) 洗面所 要介護者に適したもの。

○その他

- ・廊下幅1.8m以上、中廊下の幅2.7m以上。
- ・廊下、便所その他必要な場所における常夜灯の設置。
- ・階段傾斜を緩やかにする。
  - ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置。
  - ・居室等が2階以上にある場合は、傾斜路の設置。ただし、エレベーターの設置でも可。

人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則（愛知県）

（通路等）

第十五条 条例別表第一第二号の規則で定める通路等は、次の表(い)欄に掲げるものとし、同号の規則で定める構造は、それぞれ同表(ろ)欄に定めるとおりとする。

	(い)	(ろ)
		<p>一 有効幅員は、歩道にあつては二メートル以上、自転車歩行者道にあつては三メートル以上とすること。</p> <p>二 段を設けないこと。</p> <p>三 表面は、滑りにくく、平たんにすること。</p>
(一)	歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）	<p>四 歩道等を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。</p> <p>五 舗装は、水はけの良いものとする。</p> <p>六 歩道等の切下げ部等ですりつけが発生する場合の縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、八パーセント以下とすることができる。</p> <p>七 横断勾配は、二パーセント以下とすること（車両乗入れ部を除く。）。</p> <p>八 歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、車いす使用者の通行に支障のない構造とすること。</p> <p>九 横断歩道に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が円滑に転回できる平たんな部分を設けること。</p>
		<p>一 表面は、滑りにくく、平たんにすること。</p> <p>二 敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。</p> <p>三 段を設ける場合には、第十八条に定める構造に準じたものとする。</p>
(二)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路（(三)項に掲げるものを除く。）	<p>四 傾斜路を設ける場合には、第二号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ロ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。</p> <p>ハ 傾斜路とその前後の敷地内の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>ニ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。ただし、側面が壁面であ</p>

		る場合は、この限りでない。
		一 (二)項(ろ)欄に定める構造とするほか、次号から第五号までに定める構造とすること。
		二 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。
		三 段を設けないこと。ただし、次号に定める構造の傾斜路又は次条に定める構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
(三)	利用円滑化経路を構成する敷地内の通路及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所と利用円滑化経路との間の敷地内の通路	四 傾斜路を設ける場合には、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、段に代わるものにあつては一・四メートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。 ロ 勾配は、十五分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とすること。 ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾配が二十分の一を超えるものに限る。)にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。 ニ 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。
		五 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他的高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
		一 表面は、滑りにくく、平たんにする。
		二 廊下等を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。
		三 段を設ける場合には、第十八条に定める構造に準じたものとする。
(四)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等((五)項に掲げるもの及び利用居室等内の通路を除く。)	四 傾斜路を設ける場合には、第二号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
		ロ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。
		ハ 傾斜路とその前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。
		ニ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
		一 (四)項(ろ)欄に定める構造とするほか、次号から第五号までに定める構造とすること。
		二 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。ただし、端から十

		メートル以内及び区間五十メートル以内ごとに、幅及び奥行きがそれぞれ一・四メートル以上の部分その他の車いすの転回に支障がない部分を設ける場合は、この限りでない。
(五)	利用円滑化経路を構成する廊下等、利用居室内の主要な通路（第二十二号第四号に規定する通路を除く。）、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所と利用円滑化経路との間の廊下等及び第三条第八号に掲げる特定施設に設ける不特定かつ多数の者が利用する通路	三 段を設けないこと。ただし、次号に定める構造の傾斜路又は次条に定める構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
		四 傾斜路を設ける場合には、次に定める構造とすること。
		イ 有効幅員は、段に代わるものにあつては一・四メートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
		ロ 勾配は、十二分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とすること。
		ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。
		ニ 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。
		五 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
(六)	第三条第十号に掲げる特定施設に設ける主要な園路	一 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。
		二 段を設けないこと。ただし、第六号に定める構造の傾斜路又は次条に定める構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
		三 前号ただし書の場合において、段を設けるときは、第十八条に定める構造に準じたものとする。
		四 表面は、滑りにくく、平たんにする。
		五 園路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。
		六 傾斜路を設ける場合には、前号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。
		イ 有効幅員は、段に代わるものにあつては一・四メートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
		ロ 勾配は、十五分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とすること。
		ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。

		ニ 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。
		ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
		ヘ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
		ト 傾斜路とその前後の圍路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。
		チ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
		七 縦断勾配は、四パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、八パーセント以下とすることができる。
		八 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、二パーセント以下とすることができる。

(出入口)

第十七条 条例別表第一第三号の規則で定める出入口は、次の表(イ)欄に掲げるものとし、同号の規則で定める構造は、それぞれ同表(ロ)欄に定めるとおりとする。

	(イ)	(ロ)
(一)	利用円滑化経路を構成する出入口 (第三条第二号に掲げる特定施設の住戸の出入口を除く。)及び同条第八号に掲げる特定施設の不特定かつ多数の者が利用する出入口	一 有効幅員は、建築物の直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは九十センチメートル以上、その他の出入口は八十センチメートル以上とすること。 二 段を設けないこと。 三 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
(二)	第三条第十号に掲げる特定施設の出入口	一 有効幅員は、一以上の出入口を一・二メートル以上とし、その出入口に車止めのさくを設ける場合には、さくとさくの間隔は、九十センチメートル以上とすること。 二 段を設けないこと。 三 表面は、滑りにくく、平たんにすること。 四 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。